

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日

2025年1月16日



## グローバル8資産ラップファンド (安定型／中立型／積極型) 愛称:グロ8(安定型／中立型／積極型)

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ <sup>*2</sup>
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 <sup>*1</sup> )	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

\*1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型」です。

\*2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「グローバル8資産ラップファンド(安定型)」、「グローバル8資産ラップファンド(中立型)」、「グローバル8資産ラップファンド(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月15日に関東財務局長に提出しており、2025年1月16日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

**アセットマネジメントOne 株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2024年10月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆7,834億円  
(2024年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

**0120-104-694**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**みずほ信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界の様々な資産に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

- 主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、世界リート、コモディティ<sup>(\*)</sup>等の資産に実質的に投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
- 投資対象となる投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、必要な場合は追加、除外、入替えを行う場合があります。
- 実質的な組入外貨建資産に対しては、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

(\*)コモディティ(商品)への投資に際しては、投資信託証券への投資を通じて、商品指数の動きに概ね連動する投資成果をめざす債券等に実質的に投資を行います。

### 2 「安定型」、「中立型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

- お客さまのリスク許容度に応じて、目標リスク水準の異なる以下の3つのファンドがあります。

<各ファンドの目標リスク水準>

「安定型」:年率標準偏差 2.5~5.0%程度

「中立型」:年率標準偏差 5.0~8.0%程度

「積極型」:年率標準偏差 8.0~12.0%程度

- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※目標リスク水準は、各ファンドの基準価額の変動リスクの目処を示したものであり、ポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。なお、市場環境等によっては、実際の基準価額の変動が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

※スイッチング時には、税金、購入時手数料がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 各資産への投資割合の決定にあたっては、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

- 各ファンドの目標リスク水準に応じて、長期的見通しと短・中期的見通しを組み合わせ、市場環境の変化に対応した適切な資産配分をめざします。
- 長期的視点に基づく資産配分戦略により、基本資産配分を決定します(長期的戦略)。当該戦略は、原則として年1回見直しを行います。
- 上記に加え、短・中期的視点に基づく資産配分戦略により、市場環境の変化に対応した資産配分を行います(短・中期的戦略)。当該戦略は、原則として四半期毎に見直しを行います。
- なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等には、適宜、資産配分の見直しを行う場合があります。

※市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

※コモディティへの投資割合は、原則として、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略称
グローバル8資産ラップファンド(安定型)	「安定型」
グローバル8資産ラップファンド(中立型)	「中立型」
グローバル8資産ラップファンド(積極型)	「積極型」

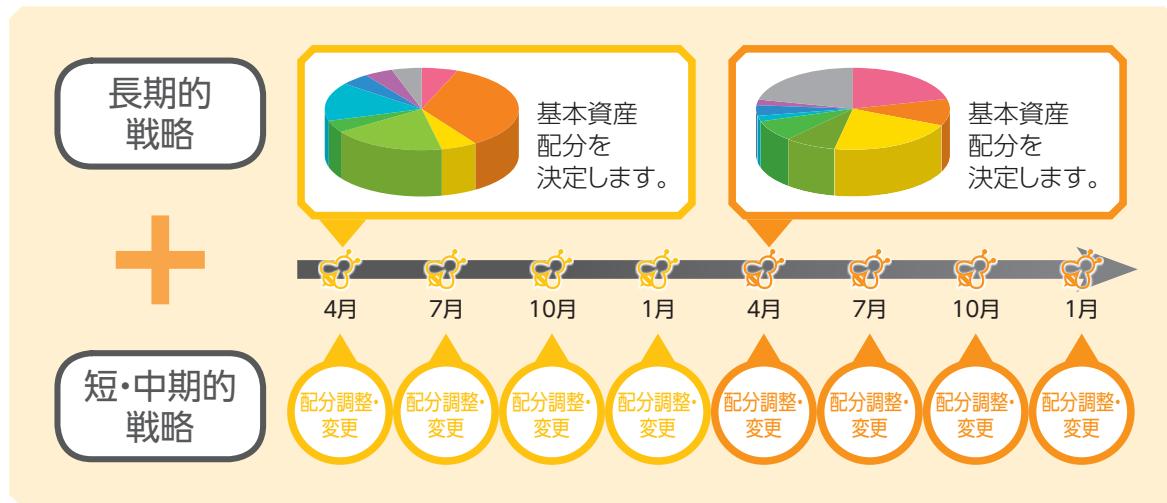
上記各ファンドを総称して「グローバル8資産ラップファンド」、「グローバル8資産ラップファンド(安定型／中立型／積極型)」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを個別に「各ファンド」という場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 資産配分のイメージ

年に1回、長期的戦略に基づき基本資産配分を決定し、それに対して、四半期毎に、短・中期的戦略に基づき機動的な資産配分の調整・変更を行います。



## 運用プロセス

### 《長期的な視点に基づく資産配分戦略》

- 主な投資対象資産は、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、世界リート、コモディティとします。
- 長期国際分散投資をベースとし、各ファンドの目標リスク水準に対する期待リターンが最大となるよう、水戸証券株式会社の投資助言に基づき、基本資産配分を決定します。
- 基本資産配分の決定にあたっては、主に定量的手法を活用し、過去の長期データをもとに、各投資対象資産のリターン、リスクおよび値動きの類似性等を分析します。

### 《短・中期的な視点に基づく資産配分戦略》

- 短・中期的な市場環境の変化に対応するため、水戸証券株式会社の投資助言に基づき、基本資産配分の見直し、変更を行います。
- 国内・海外のマクロ経済や金融市场等の投資環境を分析し、各投資対象資産の期待収益率の予測や各資産間の相対的魅力度等を評価します。
- 上記評価に基づき、基本資産配分に対する各投資対象資産の資産配分比率を決定します。

### ポートフォリオのモニタリング

- 定期的に運用状況をモニタリングし、必要に応じて資産配分の見直しやリバランス等を行います。

\*各資産への投資割合の決定にあたっては、水戸証券株式会社の投資助言を受けます。

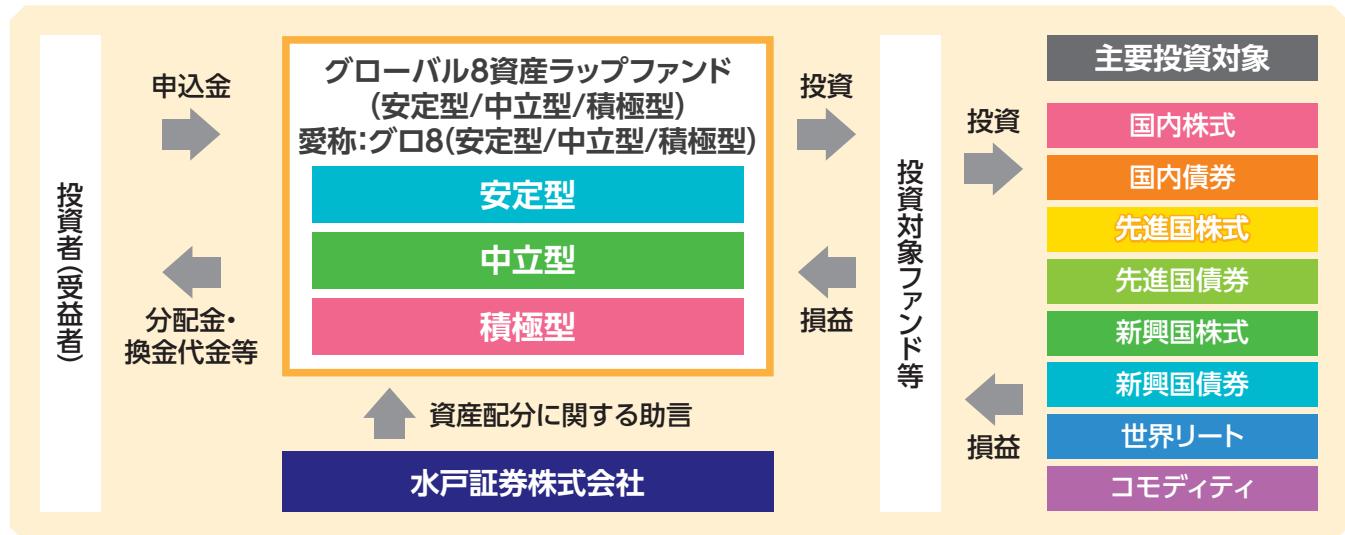
(\*)市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等には、適宜、資産配分の見直しを行う場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。



## ■ 主な投資制限

### ■ 各ファンド

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

### ■投資対象とする投資信託証券の概要

投資対象資産	投資信託証券の名称	運用会社	対象インデックス	投資目的
国内株式	国内株式パッジ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	アセットマネジメントOne	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
国内債券	国内債券パッジ・ファンド・マザーファンド	アセットマネジメントOne	NOMURA-BPI総合	わが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
先進国株式	外国株式パッジ・ファンド・マザーファンド	アセットマネジメントOne	MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
先進国債券	外国債券パッジ・ファンド・マザーファンド	アセットマネジメントOne	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)	日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
新興国株式	エマージング株式パッジ・マザーファンド	アセットマネジメントOne	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
新興国債券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	ブラックロック・グループ	J.P.モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBI グローバル・コア・インデックスに連動する運用成果をめざすETFです。
世界リート	J-REITインデックス・ファンド・マザーファンド	アセットマネジメントOne	東証REIT指数(配当込み)	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
	外国リート・パッジ・ファンド・マザーファンド	アセットマネジメントOne	S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
コモディティ	コモディティインデックス・マザーファンド	アセットマネジメントOne	S&P GSCI商品指標	S&P GSCI商品指標に連動するユーロドル債(証書を含みます。)等に投資することにより、S&P GSCI商品指標の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

\*上記内容は原則として、2024年10月末時点の情報をもとに作成したものであり、今後、投資信託証券は追加・除外・入替等が行われることがあります。

\*「iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF」はブラックロック・ジャパン株式会社の資料を基に作成したものです。

\*iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF以外の投資信託証券を以下「マザーファンド」という場合があります。

### 指数の著作権等

- 東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指標の指標値ならびに東証株価指標(TOPIX)および東証REIT指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指標(TOPIX)および東証REIT指標に関するすべての権利・ノウハウならびに東証株価指標(TOPIX)および東証REIT指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指標(TOPIX)および東証REIT指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- J.P.モルガン EMBI グローバル・コア・インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社([SPDJI])の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社([S&P])の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサプライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。
- S&P GSCI商品指標(「当インデックス」)は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社([SPDJI])の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC([S&P])の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与されています。S&P®、S&P GSCI®およびS&P GSCI商品指標はS&Pの商標であり、これらを利用するライセンスがSPDJIとその関連会社に、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。S&P GSCI商品指標は、Goldman Sachs & Co.またはその関連会社によって所有、保証、または承認されたものではなく、これら会社とは一切関係がありません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、SPDJI、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社、または第三者のライセンサーのいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

### 株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。新興国株式に投資する場合、先進国株式に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。

### 金利 リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。ファンドは、実質的に債券、リートに投資しますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

### リートの 価格変動 リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。

ファンドは、実質的にリートに投資しますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

### 為替 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

### 信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあります。新興国の株式・債券に投資する場合、先進国の株式・債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。



# 投資リスク

## 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。新興国の株式・債券に投資する場合、先進国の株式・債券に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

## カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

## コモディティ 市況の変動 リスク

**コモディティ価格の下落は、基準価額の下落要因となります。**

一般にコモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。需給関係は、天候、作況、生産国の政治、経済の変化、貿易動向等の影響を大きく受けます。ファンドは、実質的にコモディティに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。  
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこととで、受益者毎に異なります。  
分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 「安定型」「中立型」「積極型」の3つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



# 投資リスク

## ＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

### 「 安 定 型 」



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



### 「 中 立 型 」



### 「 積 極 型 」



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



# 投資リスク

## 各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指標の指標値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界的主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

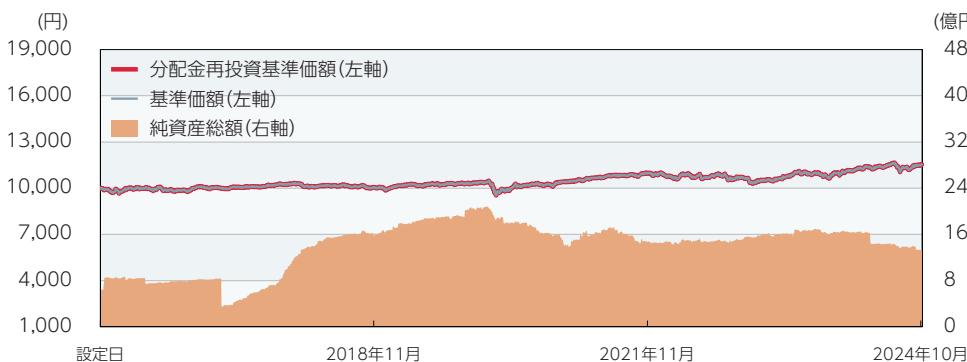


# 運用実績

データの基準日:2024年10月31日

「 安 定 型 」

## 基準価額・純資産の推移 《2015年12月1日～2024年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2015年12月1日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### 組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	55.41
2	外国株式/パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.82
3	国内株式/パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	9.11
4	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	5.95
5	エマージング株式/パッシブ・マザーファンド	3.61
6	外国債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	3.56
7	ISHARES JP MORGAN USD EMERGING MARKETS BOND ETF	2.72
8	コモディティインデックス・マザーファンド	2.70
9	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	0.34

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの收益率、および2024年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

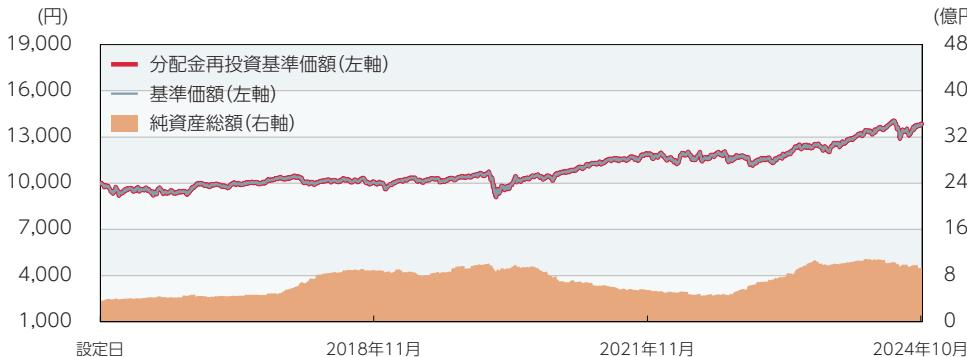


# 運用実績

データの基準日:2024年10月31日

「中立型」

## 基準価額・純資産の推移 《2015年12月1日～2024年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2015年12月1日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

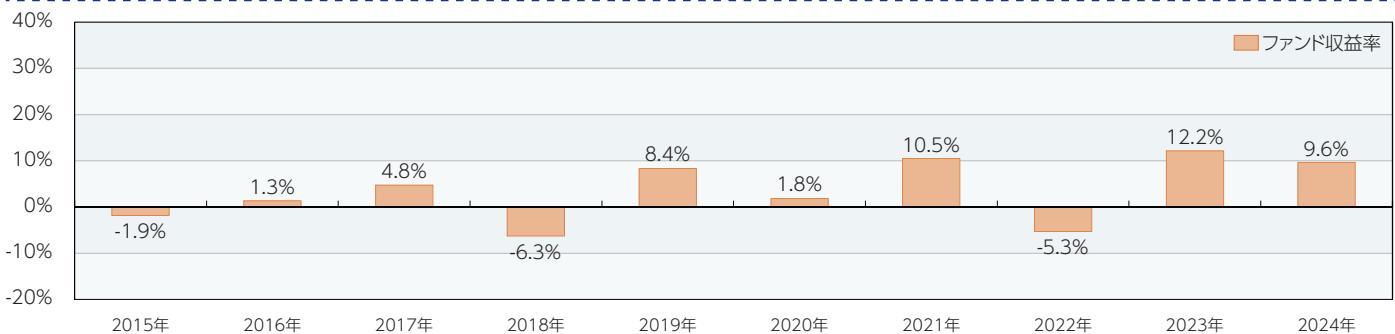
## 主要な資産の状況

### 組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	32.35
2	外国株式/パッシブ・ファンド・マザーファンド	19.34
3	国内株式/パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	11.47
4	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	9.09
5	外国債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	7.51
6	ISHARES JP MORGAN USD EMERGING MARKETS BOND ETF	5.76
7	エマージング株式/パッシブ・マザーファンド	5.63
8	コモディティインデックス・マザーファンド	4.15
9	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	0.52

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの收益率、および2024年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 運用実績

データの基準日:2024年10月31日

「 積 極 型 」

## 基準価額・純資産の推移 《2015年12月1日～2024年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2015年12月1日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### ■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式/パッシブ・ファンド・マザーファンド	25.89
2	国内株式/パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	14.73
3	外国債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.10
4	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	11.97
5	国内債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド	9.73
6	ISHARES JP MORGAN USD EMERGING MARKETS BOND ETF	8.50
7	エマージング株式/パッシブ・マザーファンド	7.56
8	コモディティインデックス・マザーファンド	5.37
9	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	0.68

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの收益率、および2024年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年1月16日から2025年7月15日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日    •ロンドン証券取引所の休業日 •フランクフルト証券取引所の休業日    •ニューヨークの銀行の休業日 •ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2025年10月10日まで(2015年12月1日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「安定型」「中立型」「積極型」の3つのファンド間でスイッチングができます。 スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。 スイッチングの際には、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.353%(税抜1.23%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.69%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.50%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.04%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.69%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社
支払先	内訳(税抜)	主な役務										
委託会社	年率0.69%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(水戸証券株式会社)に対する投資顧問報酬が含まれます。												
その他の 費用・手数料	投資対象とする 外国投資信託	iシェアーズJ.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETFの純資産総額に対して年率0.39%程度 (注)ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 ※上記料率は、2024年10月末時点のものです。										
	実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.356394%～1.3987002%程度(税抜1.2356394%～1.2757002%程度)(概算)</b> ※上記の概算は、各ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率であり、各ファンドの長期的戦略および短・中期的戦略に基づいて決定される資産配分に基づき算出したものです(2024年10月末時点の資産配分に基づき算出)。この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。										
		その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>•信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>•外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※iシェアーズJ.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETFにおいては、信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、当該ファンドの設立にかかる費用は当該ファンドが負担します。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>										

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。



# 手続・手数料等

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 ( 解 約 ) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
「安定型」	1.38%	1.35%	0.03%
「中立型」	1.40%	1.35%	0.05%
「積極型」	1.43%	1.35%	0.08%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年10月13日～2024年10月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。